平成13年(行ケ)第77号 審決取消請求事件(平成13年7月16日口頭弁論 終結)

判 有限会社志村 訴訟代理人弁理士 林 正 真 久子 和 永 同 同 藤 田 和 被 告 特許庁長官 及 Ш 耕 诰 史成 指定代理人 久 我 敬 宮 Ш 久

特許庁が平成11年審判第13086号事件について平成13年1月 11日にした審決を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

- 第1 当事者の求めた裁判
 - 原告 1

主文と同旨

被告 2

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

- 当事者間に争いのない事実
 - 特許庁における手続の経緯

原告は、平成9年6月24日にした商標登録出願(商願平9-130301 号)の一部を分割して、平成10年10月26日、「STORMYBLUE」の欧文字を横書きしてなり、指定商品を商標法施行令別表による第25類「被服(「和服」を除く。)、ガーター、靴下止め、ズボンつり、バンド、ベルト、運動用特殊 衣服、運動用特殊靴(「乗馬靴」を除く。)」とする商標(以下「本願商標」とい う。)につき、新たな商標登録出願(商願平10-91805号)をしたが、平成 11年7月9日に拒絶査定を受けたので、同年8月9日、これに対する不服の審判の請求をした。

特許庁は、同請求を平成11年審判第13086号事件として審理した上、 平成13年1月11日に「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、そ の謄本は同月29日原告に送達された。

審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本願商標は「ストーミーブルー」の称呼のほか、「STORMY」の文字部分に相応して「ストーミー」の称呼をも生ずるものであるところ、下記A、B記載の各登録商標(以下「引用商標」とい う。)とは「ストーミー」との称呼を共通にする類似の商標であり、かつ、本願商 標の指定商品は引用商標の指定商品中に包含される同一又は類似の商品であるか ら、本願商標は、商標法4条1項11号に該当し、商標登録を受けることができな いとした。

登録第1689825号商標 Α

構 成 「STORMY」(審決謄本別掲のとおり) 指定商品 商標法施行令別表(平成3年政令第299号による改正前のも の) 第21類「装身具、ボタン類、かばん類、袋物、宝玉およびその模造品、造 花、化粧用具」

> 登録出願日 昭和57年1月20日

設定登録日 昭和59年6月21日(平成6年11月29日更新登録)

登録第3369072号商標

成 「ストーミー/STORMY」(注、上下二段書きを左のよ うに表記する。以下同じ。)

指定商品 商標法施行令別表による第25類「洋服、コート、セーター類、ワイシャツ類、寝巻き類、下着、水泳着、水泳帽、エプロン、えり巻き、靴 下、ゲートル、毛皮製ストール、ショール、スカーフ、足袋、足袋カバー、手袋、 布製幼児用おしめ、ネクタイ、ネッカチーフ、マフラー、耳覆い、ずきん、すげが さ、ナイトキャップ、ヘルメット、帽子、運動用特殊衣服、運動用特殊靴(「乗馬 靴」を除く。)」

登録出願日 平成5年7月7日 設定登録日 平成10年2月27日

第3 原告主張の審決取消事由

1 審決の理由中、本願商標及び引用商標の認定(審決謄本1頁理由欄2行目~ 2頁6行目)は認める。

審決は、本願商標と引用商標との類否の判断を誤った(取消事由)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

2 取消事由 (類否判断の誤り)

(1) 審決は、本願商標を前半の「STORMY」と後半の「BLUE」とに分離した上、「前半の『STORMY』の文字に相応して『ストーミー』の称呼をも生ずる」(審決謄本2頁29行目~30行目)旨判断するが、以下に述べるとおり、本願商標は全体が一体不可分のものとして認識されるべきである。

ア 外観上の一連性

本願商標は、全体として欧文字10文字からなるもので、それ自体分離しなければならないほど長い文字数のものでないばかりか、「STORMYBLUE」と、構成文字の書体も大きさも同じで等間隔に配列されており、スペース等による分離箇所もなく、外観上まとまりよく一体的に表されているから、これを「STORMY」と「BLUE」に分離すべき理由はない。

イ 称呼上の一連性

本願商標を全体として「ストーミーブルー」と称呼しても格別冗長とはいえず、よどみなく一連に称呼することができる。ファッション業界においては、他の業界において長いと思われるような称呼でも省略されずに呼ばれるのが一般的である。

また、「STORMY」の末尾の「ミー」の部分が長音となっているため、次に文字が続く語感を備えていること、「ミー」の部分は音を下げずに発音されるため、「ストーミーブ」の部分までが一本調子で、最後の「ルー」の部分で音が下がるように発音されることからしても、本願商標は「ストーミーブルー」と一体的に称呼されるのが自然である。

したがって、本願商標は、その構成文字全体より「ストーミーブルー」 の称呼しか生じない。

ウ 観念上の一連性

「BLUE」の語は、「青」という色彩だけを一義的に意味するものではなく、「憂うつ」、「厳格」、「下品」を種々の意味をもって使用され、他の語ではなら、「マリッジブルー」、「エンゲージリー」が作りになって、「マンデー」等のように全体として一つの単語が作りになっている。本願商標にいていえば、「STORMY」が感情とが共ら、全体というでは、「BLUE」が観念ではない。本願の特殊は、「BLUE」がもいら、「BLUE」がもいら、「STORMY」とに分離されるでは、本願のではない「STORMY」とに分離されるというではな商標ではないが、「STORMY」とに分離されるより、「STORMY」といるといるとは造語である。というの時味はのである。なおには、より、というの表には、まり、というの表には、これにあるとなのである。では、これにあるとの表には、これにある。である。である。である。である。「フェーンズの販売を展開しており、であるにあると認識されてジーンズの販売を展開しており、であるにあると認識されてジーンズの販売を展開しており、であるにあると認識されてジーンズの販売を同じた一連の造語であると認識されてジーンが、「フェーズ」がら生じた一連の造語であると認識されてジーンが、「フェーズ」がいる。

また、今日の我が国における英語の知識の普及度を考慮しても、「STORMY」から特別の意味、観念を認識できない場合もあるから、このように認識度の薄い「STORMY」を本願商標の構成中から分離するということは考えられず、本願商標の取引者、需要者が本願商標を「STORMY」と「BLUE」の両英語を結合してなるものと容易に認識し得るものではない。

ず、本願商標の取引者、需要有が本願同ではない。 英語を結合してなるものと容易に認識し得るものではない。 (2) 被告は、色彩を表示する英語表現を含む結合商標の類否に関する後記3件の東京高裁の裁判例を引用するが、このうち、①商標「RED KITTY」についていえば、サンリオの著名なキャラクターである「KITTY」に、「赤」という以外に多くの意味を有さない「RED」を付したものであるから、本件と同列には、外に多くの意味を有さない「RED」を付したものであるから、本件と同列には、現在のファッション業界においては、単に商品の色彩を表示するものととらえるできず、むしろ商品や企業のスタイルやイメージとしてとらえるべきもの である。また、③商標「CLASSIC BLACK」については、指定商品がシャープペンシル等という異業種のものであって、本件の参考にならない。しかも、 いずれの商標も前半部分と後半部分を分離するスペースがあって、この点でも本願 商標とは構成を異にする。

- -般論として、色彩等を表す記述的な意味を有し、それ自体としては識別 力がないか、又は極めて弱い文字「A」と、それ自体として識別力を有する文字 「B」とが結合された商標「A+B」は、商標「B」と類似すると考えられているが、他方、識別力が弱く一般に使用されることが多い文字「A」及び「B」を結合させた場合でも、その結合が自然でいずれにもウェイトが偏らず、例えば、全体として一つの観念を生じさせるような場合においては、商標「A」と類似しないとさ れている。すなわち、色彩を示す語に他の語が結合した商標については、当該他の 語からなる商標と類似する場合も類似しない場合もあるのであって、上記の各裁判 例は本件にそのまま妥当するものではない。 第4 被告の反論
 - 審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。取消事由(類否判断の誤り)について
- 原告は、本願商標は外観、称呼及び観念上、全体が一体不可分なものとし て認識されるべきである旨主張するが、「STORMYBLUE」との一連の文字 は、辞典等の書籍類には一切掲載されておらず、特定の意味を持つ熟語ないし成語 であるということはできない。しかも、前半部分の「STORMY」の文字は「暴風の、しけの」等を意味する英語として、後半部分の「BLUE」の文字は「青、青色」等を意味する英語として、それぞれ我が国の英語教育における基本語とされているから、本願商標に接する取引者、需要者は、これらの各英語を結合してなる。 ものと認識されるものである。そして、「BLUE」の語は、本願商標の指定商品 を取り扱う服飾業界においては、商品の色彩を表示するものとして一般的に使用さ れているものであるから、それ自体としては自他商品の識別標識としての機能を果 たさないか、あるいは果たしたとしても極めて微弱であって、本願商標に接する取 引者、需要者は、その構成中の「STORMY」の文字部分に着目し、これを自他商品の識別標識であると理解して、これから生ずる「ストーミー」の称呼をもって取引がされることも少なくないというべきである。しかも、本願商標の全体から生ずる「ストーミーブルー」との称呼が8音で決して短いとはいい切れない上、「STORMY」とはないない。 TORMYBLUE」から具体的にどのような観念が生ずるのかも明らかでなく、 原告の主張はいずれも失当である。
- 審決の判断は、本件と同様、色彩を表示する英語表現を含む結合商標の類 否が争われた事件についての以下の裁判例にも沿うものである。すなわち、①商標 「レッドキティ/RED KITTY」(指定商品・被服等)と商標「キティ/K 「レットヤティ/ KED KI - - 「」(相定問明・放脈等)と同様・イノィスト I T T Y 」の類否に関する東京高裁昭和49年9月5日判決(昭和48年(行ケ)第96号)、②商標「GREEN JOYS/グリーンジョイス」(指定商品・はき物等)と商標「WM. JOYCE」の類否に関する東京高裁平成2年7月23日判決(平成2年(行ケ)第17号)、③商標「CLASSIC BLACK」(指定商品・シャープペンシル等)と商標「CLASSIC」の類否に関する東京高裁 平成3年12月19日判決(平成3年(行ケ)第92号)は、いずれも本件におけ る審決の判断と同様の理由に基づいて、各商標は称呼上類似すると判断したもので ある。

第 5 当裁判所の判断

- 取消事由(類否判断の誤り)について
- (1) 原告は、本願商標「STORMYBLUE」は、外観、称呼及び観念上 「STORMY」と「BLUE」とに分離し得るものでなく、全体が一体不可分な ものとして認識されるべきである旨主張するので、以下、本願商標が「STORMY」と「BLUE」の結合商標として取引者、需要者に認識し得るかどうか、これ が認識可能としても、「STORMY」の文字部分に対応して「ストーミー」の称 呼を生ずるといえるかどうかについて、順次検討する。 (2) まず、本願商標は、「STORMYBLUE」との一連の文字が同書同大
- の欧文字10文字を等間隔に配列してまとまりよく一体に表されているものである が、その構成文字中、少なくとも後半部分の「BLUE」が、「青い、青」(その 他の語義については後述する。) 等を意味する英単語として我が国の一般国民にお いてよく知られていることは明らかである。そうすると、本願商標の指定商品の取引者、需要者にとって、前半部分の「STORMY」が必ずしもなじみのある英単

語であるとまではいえないとしても、本願商標は前半部分の「STORMY」に後半部分の「BLUE」が結合したものと認識し得るものと認めるのが相当である。

なお、「STORMY」の語は、株式会社研究社発行の新英和中辞典第5版(乙第1号証の1)に「stormの形容詞形・・・暴風(雨)の、あらしの」等の説明がある英単語であるが、「storm」が「暴風(雨)、あらし」等を意味する英単語(名詞)としてよく知られていること、英単語の名詞の語尾に「y」を付して形容詞形とすることは、なじみの深い外来語においてもよく用いられる一般的な手法として広く知られていること(例え

ば、creamy、juicy、speedy、sleepy、spicy、oily、healthy、dirty、fluity、blo ody、sexy等)、上記新英和中辞典の注記において、「stormy」の語は、中学学習程度の基本語約1000語、高校学習程度の基本語約1000語及び大学入試から大学教養程度までの基本語約2000語に次ぐ基本語約3000語の一つとされていることを総合すると、指定商品の取引者、需要者においても、「STORMY」が形容詞的な表現であるという程度の推察をすることは可能なものと認められる。

(3) そこで、進んで、本願商標が「STORMY」と「BLUE」の結合商標として認識されることを前提に、その全体から生ずる「ストーミーブルー」との称呼が生ずるにとどまるのか、「STORMY」の部分に対応して「ストーミー」の称呼も生ずるのかについて、検討する。

ア 被告は、本願商標の構成中「BLUE」の部分は、その指定商品を取り扱う服飾業界においては商品の色彩を表示するものとして一般的に使用されているものであるから、それ自体としては自他商品の識別標識としての機能がないか又は極めて微弱であって、これに接する取引者、需要者は「STORMY」の文字部分に着目し、そこから生ずる「ストーミー」の称呼をもって取引がされることも少なくない旨主張する。

確かに、被告の提出に係る乙号各証によれば、「BLUE」の語が、形容詞として「青い、(寒さ、恐怖などで)青ざめた、〈人が〉多うこと(前場の意味を示す中学学習程度の基本英単語である。 第1号証の2〕)、ファッション雑誌や通信版売力ないで、前場による、での単独の文字が被服すると(カログにの単独の文字が被服すると、第2日の第2年3月発行の「1998年ニッセン第2」、ともとして、青色が「ジェイ」。」ともといれて、1998年ニッセン第21、服飾関係の辞典類において、青色が「ブルー(BLUE」を表とで会え、いるといれ、「さわやかな清涼感とおして多くの「ブルー(BLUE」の語がといる」にといれ、「本とで表して多くの色ほどをあって、第3号証のよいの色は少ない」で、第3号証のよいのもので親しみのある色は少ない」で、第3号証のよいのもので、第3号証の2〕)が認められるの色は必ずで親して、第3号証の2〕)が認められるの色は、10年2月発行の「服飾辞典」〔乙第3号証の2〕)が認められるの色は、10年2月発行の「服飾辞典」〔乙第3号証の2〕)が認められるの色が表示する語として一般に認識されているといわなければならない。

イ しかしながら、商標を構成する文字部分の一部が色彩を表示する英語表現である場合に、その文字部分が商品の色彩を表示するものと取引者、需要者一般に認識されていると即断することはできない(当庁平成9年(行ケ)第60号、第61号平成10年3月25日判決参照)。

LUE」についても、これに類する造語として一体的に認識され得ることを示唆するものである。

ウまた、本願商標「STORMYBLUE」の前半部分の「STORMYBLUE」の前半部分の「STORMYBLUE」の前半部分の「STORM要者と後半部分の「BLUE」の結合態様を検討するるいが指定であるという程度の推察であるという日間であるというのとおりであるというBLUであるという名にであるという名にして、あるという名にして、ないるには、「STORMY」という名には、「STORMY」という名には、「STORMY」という名には、「STORMY」という名には、「STORMY」という名には、「STORMY」という名には、「STORMY」という名には、「STORMY」という名には、「STORMY」のよりは、「STORMY」のよりは、「STORMY」のよりは、「STORMY」のであるとのであるとのであるという。まないのであるとのであるという。まないのであるとはは、「STORMY」のであるとのであるとのであるという。ことであるのではいるであるのではいるであるのではいるであるのではいるであるのではいるであるのではいるであるとは、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のおいるには、「STORMY」のは、「STORMY」のは、「STORMY」のは、「STORMY」のは、「STORMY」のは、「STORMY」のは、「STORMY」のは、「STORMY」が、「STORMY」のは、「STORMY)のは、STORMY)のは、「STORMY)のは、「STORMY)のは、「STORMY)のは、「STORMY)のは、STORMY)のは、「STORMY)のは、「STORMY)のは

そうすると、被服等の指定商品の取引者、需要者が本願商標に接した場合には、「BLUE」の語が単に商品の色彩を表示する形容詞的ないし記述的な意味しか有しないものとして認識するよりは、むしろ「BLUE」の語に重点がある構成文字全体からなる一体的な造語として認識するのが自然である。

エ 被告は、服飾業界においては「BLUE」の語は商品の色彩を表示するものとして一般的に使用されているものであり、それ自体としては自他商品の識別標識としての機能がないか又は極めて微弱であるから、本願商標に接する取引者、需要者は、「STORMY」の文字部分を識別標識として着目し、これから生ずる「ストーミー」の称呼をもって取引がされることも少なくない旨主張する。

そうすると、被告の上記主張は、服飾業界において「BLUE」の語それ自体が有する自他商品の識別機能が微弱であることをいう点において首肯し得るものはあるが、そのことから、本件において、本願商標の構成中「STORMY」の部分に取引者、需要者が着目し、「ストーミー」との称呼をもって取引がされることも少なくないとの結論を導くには実証的な裏付けを欠くといわざるを得ない。

オ 以上を勘案すれば、本願商標に接した指定商品の取引者、需要者において、本願商標を殊更「STORMY」の部分と「BLUE」の部分に分離して認識すべきものとする理由は認められず、「STORMY」の文字部分に着目して「ストーミー」の称呼をも生ずると断定することは困難であり、その構成文字全体より「ストーミーブルー」の称呼を生ずるにすぎないものと認めるのが相当である。

カ なお、被告は、審決の判断は、本件と同様、色彩を表示する英語表現を含む結合商標の類否が争われた事件についての東京高裁の裁判例に沿う旨主張するので、この点について付言する。

被告の引用する①、②の判決における商標「レッドキティ/RED KITTY」及び商標「GREEN JOYS/グリーンジョイス」にあっては、本

願商標の構成とは異なり、それぞれ「RED」及び「GREEN」が全体として色彩(赤、緑)を示すものとして形容詞的、記述的に用いられていることは、欧文字部分の文字間隔や語順から明らかであるから、本件とは事案を異にする。また、同③の判決は、指定商品を「シャープペンシル、万年筆、ボールペン、フェルトペン、サイペン」とし、構成を「CLASSIC BLACK」とする商標に関するものであるが、シャープペンシル等について用いられる「BLACK」が通常は記述的な意味しか有しないものとして認識されることはその指定商品の性格上当然であって、本願商標における「BLUE」と同列に論ずることはできない。

(4) 本願商標の指定商品は、引用商標の指定商品中に包含される商品と同一又は類似であるが、以上のとおり、本願商標は、その構成文字全体から「ストーミーブルー」の称呼を生ずるにすぎないのに対し、引用商標は「STORMY」との構成からなり、「ストーミー」との称呼が生ずることが明らかであるから、本願商標とは、外観上は「BLUE」の有無により、称呼上は「ブルー」の有無により、いずれも明確に区別され、自他商品が相紛れるおそれはないというべきである。

また、本願商標は「STORMY」と「BLUE」との結合による造語と解されるから、特定の観念を生じさせるものとはいえず、観念において比較することはできない。

そうすると、本願商標を引用商標と比較すると称呼、外観及び観念のいずれにおいても類似するということはできず、全体として考察しても、本願商標に接する指定商品の取引者、需要者において、商品の出所につき混同を生ずるおそれがあるとは認め難く、本願商標と引用商標とは非類似の商標であるといわざるを得ないから、その類似性を肯定した審決の判断は誤りというべきである。

2 以上のとおり、審決は結論に影響を及ぼすべき瑕疵があり、違法として取消 しを免れない。

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担につき 行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

 裁判長裁判官
 篠
 原
 勝
 美

 裁判官
 長
 沢
 幸
 男

 裁判官
 宮
 坂
 昌
 利